［補足資料］

住民投票の実施に関する重要な事項を定める方法について

住民投票制度の基本的な事項の例	具体的な取組の方法		
	直接請求制度による方法	個別課題型の住民投票条例による方法	常設型の住民投票条例による方法
※一般的に住民投票制度を考える場合に整理をしておく必要があると思われる項目の例 1　住民投票の対象とすべき事項 2　住民投票の実施を発議する資格者、投票する資格者等 3　住民投票の実施を決定するルール 4　住民、市長、議会による住民投票実施の発議とその決定のルール 5　住民投票の実施の方法 6　住民等歩湯の成立要件 7　投票結果の取扱い（拘束力） 8　住民投票の対象となる案件に対する情報提供の方法 9　住民投票の実施に際しての投票運動の考え方 10　住民投票の再請求・再投票の考え方	*地方自治法第12条・74条等に基づき、市長に請求する。 ①　直接請求を行う際に提出書類として請求書に添付する条例案に個々の項目に対する具体的な考え方を盛り込み、市長に提出する。 ②　市長は、この請求に対して市長の意見を付して議会に諮る。 ③　議会はこれを審議して決定する。 可決⇒　成立 否決⇒　不成立	*条例を制定する。 1　基本的に住民投票の対象とすべき事案が発生した時に各項目に対する考え方を整理して以下の方法で条例化を図る。 ①　直接請求手続により条例化図る。 ⇒　左記の直接請求取扱によることとなる。 ②　市長提案により条例化する。 ⇒　議会の議決による。 ③議員提案により条例化する。 ⇒　議会の議決による。 2　本市自治基本条例第6条（住民投票）の条文中に、基本的な項目のうち、必須の項目で普遍性の高いものについて条文として盛り込む方法がある。 この場合に、具体的に住民投票にかけるべき事案が発生した時には、別途住民投票条例によることになるが、その場合には、この自治基本条例の規定事項が当然尊重されることになる。ただし、住民投票条例案の提案には、1の①～③の方法によることは変わりない。 例：杉並区、中野区、多摩市、豊中市、名張市、岸和田市、静岡市、善通寺市、大東市、大和市などでは、年齢、国籍、発議者等について自治基本条例中の住民投票に関する規定に盛り込んでいるが、名張市、岸和田市、大和市は常設型条例を制定している。	＊条例を制定する。 基本的に、常設型の住民投票条例制定を図る場合に、具体的な考え方を盛り込み、条例が成立すれば、以後、統一的に取り扱われることとなる。 なお、条例制定の方法としては、左記の1の①～③の方法がある。